平成22年　№50

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

制定理由

附属学校課の事務組織の一部改編に伴い，所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成22年12月７日

国立大学法人東京学芸大学長

村　松　泰　子

平成22年規則第26号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学公事務組織規則（平成16年規則第３号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

制定理由： 附属学校課の事務組織の一部改編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正

〔省略〕

別表（第６条関係）

総務部	総務課		総務係 法規係 調整係
		評価推進室	調査係 評価係
		基金事務室	基金事務係
	人事課		人事係 給与第一係 給与第二係 職員係
	広報連携課		広報企画係 地域連携係 産学連携係
	附属学校課		企画調整係 附属学校係 世田谷地区事務係 小金井地区事務係 大泉地区事務係 竹早地区事務係 高等学校事務係 特別支援学校事務係

附　則

この規則は，平成22年12月７日から施行し，平成22年８月１日から適用する。

現　　行

〔省略〕

別表（第６条関係）

総務部	総務課		総務係 法規係 調整係
		評価推進室	調査係 評価係
		基金事務室	基金事務係
	人事課		人事係 給与第一係 給与第二係 職員係
	広報連携課		広報企画係 地域連携係 産学連携係
	附属学校課		附属学校係 世田谷地区事務係 小金井地区事務係 大泉地区事務係 竹早地区事務係 高等学校事務係 特別支援学校事務係